○経済産業省告示第二百四十五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月九日

経済産業大臣　枝野　幸男

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
広島県広島市南区東本浦町一番十八号	広島市立広島工業高等学校定時制	工業技術科（電気コース）	第三種電気主任技術者免状	平成二十五年度入学生から適用
福井県大野市友江九号十番地	福井県立奥越明成高等学校	電気科（全日制）	第三種電気主任技術者免状	平成二十三年度入学生から適用

○経済産業省告示第二百四十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十一月九日

経済産業大臣　枝野　幸男

学校の名称	学部・学科名	備考
尼崎市立尼崎産業高等学校	電気科	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第二百四十七号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を公示する。

平成二十四年十一月九日

経済産業大臣　枝野　幸男

新名称	旧名称	変更年月日
専門学校国際情報工科大学校電子工学科及びエネルギー工学科	専門学校国際情報工科大学校電子工学科及び電気応用技術科	電気　平成二十四年四月一日

○経済産業省告示第二百四十八号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十四年十一月九日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	学部・学科名	備考
大阪府立東住吉総合高等学校	定時制課程電気技術系列電気工事養成コース	平成二十四年三月おやの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第千二百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川五六番一〇二から同道茅部郡森町字姫川七七番四まで	前	最大 一七七 最小 一一	八、九七八
		後	最大 一七七 最小 一一	

○国土交通省告示第千二百六十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川五六番一〇二から同道茅部郡森町字森川町三一七番六三まで	平成二十四年十一月十日十五時

○国土交通省告示第千二百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年八月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1038	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＵＤＳ－74Ａ－ＭＳＫ13	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：18.0kPa	農業機械株式会社　東京都豊島区西池袋3丁目27番12号
㊞ＧＳ－1039	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＵＤＳ－66Ａ－ＭＳＫ14	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：3.5kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：17.0kPa	〃
㊞ＧＳ－1040	一酸化炭素等発散防止装置　マッセイ・ファーガソン　ＷＤＲ－66Ａ－ＭＳＫ15	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：17.0kPa	〃

○国土交通省告示第千二百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年八月三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十一月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1041	一酸化炭素等発散防止装置　キセキ　ＵＤＳ－74Ａ－ＢＧＴ15	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：18.0kPa	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
㊞ＧＳ－1042	一酸化炭素等発散防止装置　キセキ　ＵＤＳ－66Ａ－ＢＧＴ16	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：18.0kPa、吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：17.0kPa	〃
㊞ＧＳ－1043	一酸化炭素等発散防止装置　キセキ　ＷＤＲ－66Ａ－ＢＧＴ17	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：17.0kPa	〃